



Pickup Law News

企業を守る防衛策？秘密録音の有効性

はじめに

近年、セクハラ・パワハラを始め、不倫や脅迫の証拠として、IC レコーダーの録音データが明るみに出ることが増えています。



公務員のセクハラ問題も記憶に新しいところですが、相手に黙って録音した音声データ、これも裁判の証拠になるのでしょうか。

裁判所の判断

裁判所は、相手方に黙って録音した音声データであっても、原則、証拠として採用できるとしています（このことを、「証拠能力が認められる」と表現します。）。

東京高裁（昭和 52 年 7 月 15 日判決）の事案では、裁判所は、相手に黙って録音した音声データの裁判での有効性（証拠能力）について、「その証拠が、著しく反社会的な手段を用いて、人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法によって採集されたものであるときは、それ自体違法の評価を受け、その証拠能力を否定されてもやむを得ないものというべき」であり、「話者の同意なくしてなされた録音テープは、通常話者の一般的人格権の侵害となり得ることは明らかであるから、その証拠能力の適

否の判定に当たっては、その録音手段方法が著しく反社会的と認められるか否かを基準とすべきものと解するのが相当」である、と判断しました。



つまり、音声データが「著しく反社会的な手段を用いて、人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法によって採集されたもの」でない限り、証拠として利用可能ということになります。

ただし、証拠として採用できるのか（証拠能力が認められるのか）という問題と、その証拠に価値があるのか（その証拠から、例えばセクハラ・パワハラがあったと認められるのか）という問題は別です。

音質が悪かったり、誰との会話か特定できなかったり、決定的な発言が録音されていない場合等は、証拠としての価値が低いといえ、重視されないことになります。

証拠能力が肯定された事例

○東京地裁 昭和 46 年 4 月 26 日判決

原告と被告の間で、借金の返済等について会談がなされている間、被告に断らず、隣室のテープレコーダーにて会談を録音した事案。※東京高裁昭和 52 年 7 月 15 日以前の事案。

○東京高裁 昭和 52 年 7 月 15 日判決

原審で敗訴した原告代表者が、控訴にあたり、被告会社内の友人を通じて、原審での証人である被告従業員を酒席に招待し、種々誘導的に質問をして諾否のみ回答させる方法によって会話し、襖を隔てた隣室で録音テープに収録していた事案。※「**不知の間に録取したものである**」にとどまり、**反社会的な手段ではないとした。**

○盛岡地裁 昭和 58 年 8 月 10 日判決

加害者不明で、一旦迷宮入りした 16 年前のひき逃げ事故。

被告及び会社関係者に黙って、ホテル・社内等での会話を録音した事案。

腕を怪我したかのように装い、包帯でマイクを隠して収録した。※**積極的な誘導はあるが、恫喝・強制はないと判断**

証拠能力が否定された事例

○大分地裁 昭和 46 年 11 月 8 日判決

「相手方の同意なしに対話を録音することは、(中略)相手方的人格権を侵害する不法な行為とすべきであり、民事事件の一方の当事者の証拠固めというような私的利益のみでは未だ一般的にこれを正当化することはできない」として証拠能力を否定。※**東京高判 昭和 52 年 7 月 15 日以前の事案。※録音内容は不明。**

○東京高裁 平成 28 年 5 月 19 日判決

大学職員に対する上司のパワハラ・セクハラが問題になった事案。



学内のハラスメント防止委員会での協議内容を盗聴した録音テープの証拠能力が問題になった。

原告は、匿名の第三者から録音テープを学内便によって受け取ったとしたが、同委員会では**個人情報の中でも秘匿性の高い情報を扱っていること、委員の自由な発言を保障するため非公開・録音禁止の運用がされていたこと等から、証拠能力を否定した。**

会社としての対応

以上のとおり、相手方に黙って録音した音声データであっても、裁判では原則として証拠になります。

しかし、「録音されているかもしれない」と疑心暗鬼になるのではなく、そもそもセクハラやパワハラは許されない不法行為といえますので、**社内研修や相談窓口等の社内体制を設けて、発生・再発を防止することが重要です。**



弊所でも、社内研修やヘルプラインの構築に協力させていただいていますので、お気軽にご相談ください。

また、会社としては、**自己防衛策としてあえて録音をすることが考えられます。**

例えば、従業員や取引先から、「そんな説明は受けていない」「脅迫された」等と言われることを防ぐために、重要な会議の場面で録音をする等がこれに当たります。

自己防衛策として、前向きに検討してみてもいかがでしょうか。



弁護士 神田 昂一

福岡県田川郡旧赤池町(現福智町)出身。予防法務、債権回収、コンプライアンス体制構築など、企業活動に関する様々な問題に迅速に対応いたします。お気軽にご相談ください。

たくみの日常「弁護士櫻井がアタック 25 に出場いたします！」

新年度が始まり1ヶ月ほど経ちますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

当事務所では、事務所初行事となるお花見が行われ、公園の夜桜を楽しみました。

桜を見ると、新しい年度の始まりを実感します。

新しい仲間も入りましたので、今後ニュースレターでご紹介させていただきます。



ところで、皆様はアタック 25 という番組をご存知でしょうか？

実はこの度、当事務所弁護士の櫻井が「アタック 25 弁護士大会」に出場することが決定いたしました！

櫻井はこの夜桜の写真の撮影者でもあります。

櫻井は写真撮影が趣味なので、事務所行事の写真と言えば櫻井撮影が多く、実はこれまでのニュースレターにも度々櫻井撮影の写真が登場しております！

アタック 25 ですが、年間約3万人の応募者から筆記試験や面接などの予選を経て、実際に本選に出場できるのはわずか200名、その倍率は150倍にもものぼることです。

今まで何気なく見ておりましたが、本選に出場するだけでも凄いことなのだと改めて実感します。



出場者全員応援したくなりますね。

櫻井は、高校生のときから3回の予選突破しながらも本選出場に至っていなかったようです。

15年目の今年、悲願の本選出場とのこと。

やはり緊張もあるようなのですが、悔いのないように、またとないチャンスを楽しんでもらいたいです。

所員一同応援しております！

テレビ放送は5月6日（日）13:25～とのこと。

皆様もよろしければ、弁護士櫻井の勇姿（？）を御覧いただければと思います！

たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

【福岡オフィス】福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

【北九州オフィス】北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）

クライアントPR

グリーンハウス株式会社は、健康食品を取り扱う通信販売会社として、平成8年に九州は福岡で誕生した会社です。

お客様一人ひとりの身体のことを真剣に考え、素材の品質と安全性をとことん追及し、しかも、環境にも優しい「本当の意味で安心できる商品」をお客様に提供したいという思いを形にするべく、日々の商品開発に努め、皆様の健康で豊かな生活に少しでもお役に立てるよう、努力してまいります。

そのような姿勢が実を結び、弊社のエチケット対応食品「楽臭生活」



弊社看板商品！
天然青汁と楽臭生活

が楽天リアルタイムランキングで第一位獲得や、大分県産の農薬・化学肥料不使用に徹底的にこだわった天然青汁は1億杯を突破するなど、多くのお客様にご支持いただいています。

健康とは、与えられるものではなく、毎日の生活、心がけで少しずつ作っていくものだと弊社は考えています。

「いいものだけを、いつまでも」

私たちグリーンハウスは、皆様の健康な生活に、少しでもお役に立てることができたらと常に考え、より良い商品をお届けできるようにこれからも会社全体で商品開発に取り組んでまいります。

是非一度、弊社HPをご覧ください！



グリーンハウス株式会社様インタビュー

気軽に相談できる
弁護士を探していた

グリーンハウス株式会社様は、

①お客様との未払いおよび受取トラブルの解決のため

②薬機法や景品表示法に関する行政対応とそのサポートのため

という2点をきっかけに、自社のことをきちんと理解し、気軽に相談できる弁護士の必要性を感じ、顧問弁護士を検討させていただきました。

たくみへの期待と
業界の現状

そんな折、当事務所の存在を知り、通販や健康食品などの業界において、各種法律を横断的にカバーし、企業の健全な経営や事業発展に大きく寄与するという点をたくみ法律事務所に期待していただき、顧問契約を締結していただきました。

特に福岡では、通販や健康食品のニーズが著しく高い一方、専門に扱える法律事務所が圧倒的に少ない状況であるとのことでした。

今後の展望

グリーンハウス株式会社様は、「現在の事業がこれから10年先も社会に貢献し続けることができるか」という点を経営理念としてとても大事にされているそうです。

また、健康食品にとどまらず、健康総合サービス業への事業発展を今後の会社の目標として掲げられています。

当事務所としても、事業の発展、健全な経営を法律の分野からしっかりとサポートし、ご期待以上にグリーンハウス株式会社様に貢献ができるように、今後も日々研鑽を積んでいく所存です。



代表取締役 横尾一浩様（写真左）と弁護士壹岐